

国の物価高騰対応重点支援地方交付金活用
松浦市障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援事業支給要領

この支給要領は、松浦市障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援事業の実施にあたり、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号）に記載のない事項を定める。

1．補助金等の名称

松浦市障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援金

2．目的

エネルギー等物価高騰の影響を受けている市内の障害福祉サービス施設等に対し、県の支援金に加えて支援金を支給することで、施設等の負担軽減を図り、利用者への支援に影響を生じさせないようにするとともにサービスの継続的な提供を促進する。

3．支給の対象

松浦市内において、申請日時点で別表に掲げる種別の施設等を運営し、支援金受領後も事業を継続する意思を有する社会福祉法人等（以下、「事業者」という。）とする。

4．支給対象施設等

次の（1）及び（2）の要件を満たすこと。

- (1) 申請時点で別表に掲げるサービス種別の施設等の指定、許可を受けており、かつ廃止又は休止をしていないこと。
- (2) 令和7年度中に廃止又は休止の予定がないこと。

5．支援金の支給額等

支援金の支給額は、別表のとおりとする。

6．支援金の申請

支援金の支給を受けようとする事業者は、令和8年2月27日までに交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 松浦市障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援事業申請内訳書（別紙1）
- (2) 誓約書（別紙2）
- (3) 申請者の振込先口座情報が分かる通帳等の写し等

7．支援金の交付手続きの特例

当該支援金は、交付の申請をもって実績報告とみなし、交付の決定をもって額の確定とみなすものとする。

附則

この要領は、令和8年2月17日から施行する。

別表

種別	サービス種別	給付額	
		光熱費分	食材費分
入所系	共同生活援助	4,000円／人（定員）	7,000円／人（定員）
訪問系	計画相談支援※1	21,000円／事業所	
	障害児相談支援※1		
通所系 ※2、3	生活介護	59,000円／事業所	2,000円／人（定員）
	就労継続支援B型		
	児童発達支援		
	放課後等デイサービス		

※1 1の事業所が、計画相談支援、障害児相談支援いずれも提供している場合でも1つの事業所として支給する。

※2 多機能型事業所（生活介護、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業のうち、2つ以上のサービスを一体的に行うこと）については、1つの事業所として支給する。

※3 通所系の食材費分については、申請時点で、食事提供体制加算が算定可能な事業所として指定権者に届出されている事業所を対象とする。